	2　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えカーネーション及び比較対照の非遺伝子組換えカーネーション以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えカーネーションを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該カーネーションが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管をする場合を除き、本遺伝子組換えカーネーションの栽培終了後は、当該カーネーション及び比較対照の非遺伝子組換えカーネーションを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えカーネーションが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　別に定めるモニタリング実施計画書に基づき、モニタリングを実施する。 ⑻　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　11―46Ｐ―0006

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長　佐治　信忠 大阪府大阪市北区堂島浜二丁目１番40号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション（*F3'5'H, Cyt* b_5*, sur*B*, Dianthus caryophyllus* L.）（26407, OECD UI：IFD―26407―2）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：岡山県津山市福田下字千代芝387番地２ 名　　称：日本植生株式会社　津山美咲ほ場内隔離ほ場 使用期間：承認日から平成25年12月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えカーネーションの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該カーネーションの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　隔離ほ場周辺には、防風林を設置している。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えカーネーション及び比較対照の非遺伝子組換えカーネーション以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えカーネーションを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該カーネーションが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管をする場合を除き、本遺伝子組換えカーネーションの栽培終了後は、当該カーネーション及び比較対照の非遺伝子組換えカーネーションを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えカーネーションが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　別に定めるモニタリング実施計画書に基づき、モニタリングを実施する。 ⑻　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　11―46Ｐ―0007

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	デュポン株式会社 代表取締役社長　天羽　　稔 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ（改変*cry1F, cry1Ab, pat*，改変*cp4 epsps, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（1507×MON810×NK603，OECD UI：DAS―01507―1×MON―00810―6×MON―00603―6）（*B.t.* Cry1F maize line 1507、MON810及びNK603それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）を含む。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―